

町田市被災建築物応急危険度判定

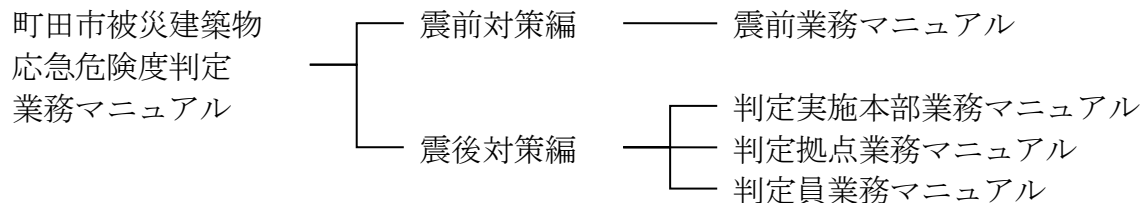
業務マニュアル

町田市災害対策本部
都市づくり対策部住宅都市復興班

前 文

町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルは、判定に携わる者全てが円滑、的確、迅速な判定を願うことから、町田市、東京都、判定員それぞれの役割、及び行動についてマニュアルとして記載したものであり、以下のように構成されている。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



この町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを基本として、町田市地域防災計画と整合性を図り策定し、市域の災害の際に、円滑に判定が行えるようマニュアル化したものである。

本マニュアルは、4つのマニュアルから構成されている。

1) 震前業務マニュアル

判定実施時に円滑に進められるよう、平時においてその準備を進めるため、マニュアル化したものである。

2) 判定実施本部業務マニュアル

災害対策本部長が、判定の実施を決定する時点から、実施本部の円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

3) 判定拠点業務マニュアル

判定拠点の円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

4) 判定員業務マニュアル

判定業務に携わる判定員が、円滑に業務を遂行するための事項についてマニュアル化したものである。また、記載内容が、判定員心得というべきものでもあることから、町田市は、判定員がこのように行動するというを前提に1) から3) のマニュアルを使用することとなります。

各マニュアルの策定は、東京都が判定実施を円滑に行えるよう策定したマニュアルを基本とし、町田市の被災時における判定業務が円滑に行えるよう作成したものである。

なお、被災建築物応急危険度判定に係る各種事項については、常に最新の内容でなければならない。

したがって、東京都等と常時協議を行い本マニュアルも必要に応じて訂正するものである。

制定 2004年5月14日

改訂 2019年6月30日

町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

目 次

震前対策編

- 1 震前業務マニュアル

震後対策編

- 1 判定実施本部業務マニュアル
- 2 判定拠点業務マニュアル
- 3 判定員業務マニュアル

用語集

様式集

震 前 対 策 編

1 震前業務マニュアル

住宅都市復興班判定実施本部組織・業務

判定実施本部

本部長：都市づくり部建築開発審査課長
 副本部長：都市づくり部建築開発審査課 各担当課長
 （本部長、副本部長がマスコミ対応）

<後方支援グループ（閲覧証明係）>

―業務内容―

- ・東京都支援本部への判定員及び資機材の支援要請
- ・住民への広報
- ・関係団体への協力要請
- ・判定員の災害補償
- ・支援判定員等の宿泊所等の確認
- ・判定時配布チラシ等、判定関係資料作成
- ・東京都支援本部等への報告

<判定計画グループ（建築指導係）>

―業務内容―

- ・市域の被災情報収集
- ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握
- ・判定作業計画の作成、見直し
- ・判定拠点毎の判定員・判定コーディネーターの人数決定
- ・判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務
- ・判定実施結果の総集計、資料整理

<判定実施グループ（建築審査係）>

―業務内容―

- ・市域の被災情報収集
- ・実施地域の地域割
- ・判定拠点の確保及び設置、判定拠点との連絡調整
- ・判定員に対し、各拠点への参集要請
- ・判定員の受入、参集判定員名簿の作成
- ・判定員の名簿管理
- ・判定員及び支援判定員等の移送
- ・判定資機材及び移動手段の手配
- ・判定実施日の集計

判定拠点（最大5地域[P11]に設置）土地利用調整課、地区街づくり課の職員

拠点長：1名（判定コーディネーター兼務可）

判定コーディネーター：2名以上 ※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

担当職員：2名以上

<拠点長>

- ・拠点の設置
- ・判定実施本部との連絡調整
- ・実施地域の調査区域割
- ・宿泊施設の確認
- ・被災区域の状況説明等
- ・要再調査建築物の検討、具申
- ・判定実施日ごとの総集計、報告

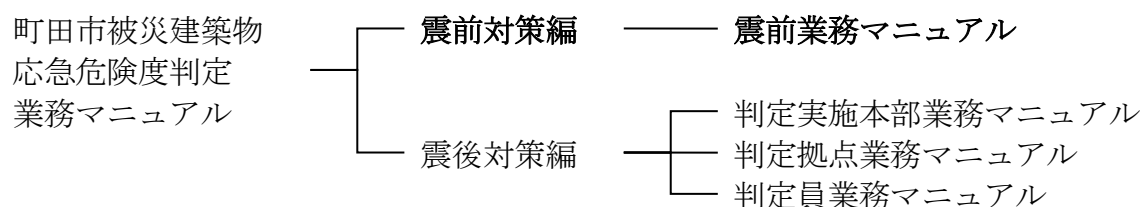
<判定コーディネーター>

- ・資機材、移動手段等の準備、輸送、受入、配分
- ・判定員の受付、台帳作成等
- ・判定員のチーム、班編成
- ・資料、移動手段の配分及び作業説明
- ・判定員との連絡調整
- ・判定結果集計及び報告等
- ・要再調査建築物の検討

第1 目的

このマニュアルは、地震発生後において、建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成及び判定資機材（以下「資機材」という。）の備蓄等、予め震前に準備すべき基本的事項について定める。なお、震後対策編の「判定実施本部業務マニュアル」と相互に補完し用いられることを前提とする。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 地震による被災建築物等の予測

災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班（以下「復興班」という。）は、地震による建築物の被害想定（2016年版「町田市地域防災計画」による。）に基づき市域における被災建築物の判定棟数を想定する。

『資料』

(1) 建築物の被害想定（多摩直下地震「マグニチュード7.3」に基づく総数）

木造建築物被害想定	総数	86,163棟
	全壊	3,672棟
	半壊	11,595棟
非木造建築物被害想定	総数	24,796棟
	全壊	342棟
	半壊	1,187棟
判定予測棟数（半壊棟数）		12,782棟

(2) 旧耐震基準（昭和56年5月以前に建てられた建築物）の木造建築物棟数（地域順）

南地域	6,405棟
町田地域	4,983棟
鶴川地域	3,870棟
忠生地域	2,421棟
堺地域	1,810棟

（2019年1月現在）

2018年度の課税台帳データによる。各地域図はP11を参照。

第3 震前判定計画

1. 被災建築物の判定実施要否の判断

- (1) 復興班は、震後、直ちに民間住宅等の被災総棟数を基に被災調査書（以下『調査書』）[様式1]を作成する。
- (2) 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、調査書の被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- (3) 震度5強以下の場合は、調査書の被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。

- (4) 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。
2. 判定実施本部の設置等
- (1) 都市づくり対策部長は、判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）を任命する。
- (2) 実施本部長は、調査判定を行う判定拠点（以下「拠点」という。）を定め、拠点長及び判定コーディネーターを任命する。
- (3) 実施本部長は、東京都支援本部長（以下「支援本部長」という。）へ判定実施の要否及び被災状況等を報告する。[様式2]
- (4) 実施本部は、後方支援、判定計画、判定実施の3グループ組織とする。
3. 判定対象建築物、活動方法
実施本部が行う判定対象建築物は、民間住宅等とする。
4. 判定実施地域、判定拠点等
- (1) 判定実施地域（以下「実施地域」という。）は、市内全域とし、最大で5分割をする。
- (2) 民間住宅等の被災調査書に基づき実施地域を決定し、実施地域には拠点を設置する。
- (3) 震後3日以内に判定作業計画書[様式3]を作成する。
5. 判定実施期間、必要判定員数等
- (1) 判定実施期間（以下「実施期間」という。）は、10日以内とする。
- (2) 判定員2名で1チームを編成し、1日の判定棟数を15棟程度とする。
- (3) 判定員の稼働日数は、3日以内とする。
- (4) 判定予測棟数（半壊）に基づき判定員の必要数を算定し、総判定員数を把握する。
6. 判定員の参集要請
災害時の参集要請は、建築開発審査課応急危険度判定専用メールアドレスを使用する。
(専用メールアドレス：toshi030_05@city.machida.tokyo.jp)
7. 判定資機材
- (1) 判定実施グループは、判定活動に必要な資機材及び装備のリスト[様式5]を作成し、備蓄する。
- (2) 資機材は、町田第一小学校内の防災備蓄倉庫に保管する。
- (3) 不足する資機材がある場合は、事前に東京都支援本部（以下「支援本部」という。）に伝達し、情報共有しておく。
8. 支援本部との調整
- (1) 支援本部と支援判定員の集合場所、移送経路、移送方法の調整を行う。[様式4]
- (2) 支援本部と資機材の輸送方法の調整を行う。
9. 実施本部と拠点の連絡調整
実施本部と拠点の判定作業に関する連絡は、防災課が設置している「防災行政無線」等を使用する。
10. 判定士受入体制の確立
実施本部は、あらかじめ他都道府県等からの支援判定員の受け入れを想定して体制整備を行う。
11. 支援本部への報告
実施本部は、判定作業終了後、支援本部へ判定の結果を報告する。

『解説』

1. 判定実施の判断

(1) 被災調査書の作成

- ①被災調査書[様式1]の作成は判定所管課が行うものとする。
- ②判定所管課は、建築開発審査課とする。
- ③民間住宅等とは、共同住宅及び店舗併用、事務所併用等を含めた住宅とする。

④被災調査書は、地域、建築物棟数、構造種別等について明記をする。

(2)省略

(3)省略

(4)省略

2. 判定実施本部の設置

(1)判定実施本部長：建築開発審査課長

(2)省略

(3)支援本部長：東京都都市整備局市街地建築部耐震化推進担当部長

(4)省略

3. 省略

4. 実施地域、拠点

(1)各地域拠点

①町田地域 → 市庁舎

②南地域 → 南市民センター

③鶴川地域 → 鶴川市民センター

④忠生地域 → 忠生市民センター

⑤堺地域 → 堺市民センター

(2)省略

(3)拠点には、拠点長及び判定コーディネーターを配置する。

①拠点長は、判定作業計画[様式3]に基づき、調査区域割りを行い調査判定に関する資料を作成し、調査判定をした建築物の集計、報告等の業務を行う。

②判定コーディネーターは、判定実施のための判定員の指導、支援を行う。

③判定作業計画により班が5班を超える場合、5班ごとに判定コーディネーターを配置する。

5. 判定実施期間、必要判定員数等

(1)被災建築物の判定棟数

市域のほとんどは、丘陵地形状に広がっているため、高低差のある敷地が多く移動に時間がかかることを予測し、1日の判定可能な建築物棟数を15棟程度とする。

(2)判定予測棟数、実施期間、必要判定員数

(多摩直下地震「マグニチュード7.3」に基づく総数)

①判定予測棟数(民間住宅等) 12,782棟

②判定予測棟数から予測される1日に必要な判定員数 約172名

③判定員1名の稼働日数を3日とし、必要とする判定員の総数 約577名

④判定予測棟数から予測される実施期間 10日以内

(3)被災建築物の調査用紙、判定ステッカー

①調査用紙

木造(うぐいす) 7,500枚

RC造(ブルー) 400枚

S造(ピンク) 1,200枚

②判定ステッカー

危険(赤) 1,500枚

要注意(黄) 3,000枚

調査済(緑) 5,000枚

(4)調査用紙、判定ステッカーの備蓄目標は、被災想定建築物の約70%とし、判定所管課が保管する。

6. 省略

7. 判定資機材

(1) 被災建築物判定の資機材（1日に必要な判定員数を目標に実施本部が備蓄）

①腕章	170枚
②ヘルメット貼り付けシール	570枚
③クラックスケール	85枚
④画板	85枚
⑤筆記用具（油性マジック）	85個
⑥判定調査区域図（住宅地図 南北セット）	5セット
⑦ガムテープ	170巻
⑧下げ振り	85個
⑨ハンマー	85個

(2) 資機材は、一括して町田第一小学校体育館内の防災備蓄倉庫に保管する。

(3) 省略

8. 支援本部との調整[様式4]

(1) ①実施本部は、判定活動に必要な支援判定員、不足資機材等について、常時、支援本部（東京都都市整備局市街地建築部建築企画課）と連絡を取り調整を図る。

②実施本部と支援本部の連絡体制（防災行政無線使用）

(i) 実施本部から支援本部

- ・防災課から支援本部へかける場合 70481
- ・庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合 63-70481
- ・庁舎一般内線電話から都の所管課の内線電話にかける場合
63-2-（内線番号）

- ・支援本部へFAXを送信する場合

東京都が都防災無線FAXを設置した際にFAX番号を確認する

(ii) 支援本部から実施本部

- ・町田市防災無線電話番号 80811（防災課の無線電話使用）
- ・町田市防災無線FAX 80801（防災課の無線FAX使用）
- ・都の内線電話から庁舎一般内線電話にかける場合 8089-（内線電話）

(2) 支援判定員の集合場所、移送経路及び資機材の輸送方法は、道路網、交通機関等について支援本部と調整し、決定する。

9. 省略

10. 判定員受入体制の確立

(1) 支援判定員のための宿泊施設を確保するまでの準備を行う。なお、判定員の宿泊場所の確保は、支援本部と協議し、手配する。

(2) 支援判定員の1次参集場所までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関を予測して、要請にあたりすみやかに情報提供できるよう準備する。

(3) 1次参集場所から、判定拠点までの支援判定員の移送について、あらかじめ移送手段及び移送主体を計画する。

(4) 受け入れる支援判定員の人数に応じて、判定拠点から調査区域への移動に使用する自動車、自転車等を確保するための準備を行う。その際、市有財産活用課と協議する。また、放置自転車を活用する際は道路管理課と協議する。

11. 省略

第4 判定員等の参集方法の確立

判定員等への情報連絡及び参集要請は、建築開発審査課応急危険度判定専用メールアドレス（toshi030_05@city.machida.tokyo.jp）を使用し、電子メールで行う。

第5 情報伝達様式の策定

東京都及び建築関係団体等への支援依頼等は、確実に情報及び意思伝達が図れるよう様式を定め、所定の様式があるものはそれらを使用する。

第6 判定員の養成・登録・名簿作成

1. 判定員の養成・登録・名簿作成は東京都が行い、判定所管課は名簿を受領し、保管する。
2. 判定所管課は、東京都に登録された市内在住・在勤の判定員を基に地域ごとに判定員の組織構成及び編成等を策定し保管する。
3. 登録名簿は、常に最新の内容とし、判定所管課が管理保管する。
4. 判定員の連絡先（メールアドレス）は応急危険度判定専用メールアドレスに登録すると共に、判定員からメールアドレス変更の連絡があった際には随時更新する。

『解説』

1. 判定所管課は、東京都に登録された名簿を基に民間判定員及び行政職等判定員の名簿を作成し、保管する。

(1)民間判定員総数	301名	(2019年1月現在)
①市内在住者判定員	208名	
②市内在勤者判定員	24名	
③市内在住・在勤者判定員	69名	
(2)町田市職員判定員	73名	(2019年1月現在)
①市内在住者	33名	
②市外在住者	40名	
2. 判定所管課は、市内在住・在勤の民間判定員を対象に地域ごとの組織構成及び編成等について策定し、保管する。
3. 省略
4. 省略

第7 判定コーディネーターの養成

1. 養成・登録・名簿作成は東京都が行い、判定所管課は名簿を受領し、保管する。
2. 登録名簿は、常に最新の内容とし、管理保管する。

『解説』

1. 判定所管課は、市内在住・在勤の判定コーディネーターの名簿を東京都より受領し、判定所管課が保管する。
 - (1)判定コーディネーターは、行政職員等、判定業務に精通した者とする。
 - (2)判定コーディネーター数（建築開発審査課等建築職）22名（2019年1月現在）

第8 判定員等の災害補償及び個人情報の保守

1. 判定活動中等の事故については、「東京都ボランティア要綱」及び「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づき補償を行う。
2. 登録された判定員及び判定コーディネーターの個人情報は、情報管理に留意する。

『解説』

1. 判定活動中等の災害補償

(1) 判定員、判定コーディネーターの補償制度

- ① 東京都防災ボランティア登録者である民間の判定員、判定コーディネーターの都内での判定活動については、東京都ボランティア要綱に基づき判定員に対する補償を行うものとする。
- ② 東京都防災ボランティア登録者である民間の判定員、判定コーディネーターの都内での判定活動については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度により行うものとする。
- ③ 都外からの支援判定員の災害補償については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度により行うものとする。

(2) 補償制度適用のため、現地集合時に判定員の本人確認と共に、登録番号、氏名、勤務先または連絡先（住所、電話番号）を記載した名簿を作成または受領する。

2. 省略

第9 参集・判定作業訓練等の実施

震前判定計画の実効性の確認及び判定作業等を円滑に実施するため、シミュレーション等による訓練を行う。

『解説』

- (1) 定期的に判定員を対象とした訓練を実施すると共に、判定に係る最新情報の提供に努める。
- (2) 判定活動を円滑に行うため、判定員の参集要請訓練、実施本部と支援本部の連絡体制訓練を行う。
- (3) 震前判定計画に基づきシミュレーションを行い、計画の実効性を確認すること及び訓練の結果に基づき震前判定計画を適切に見直すものとする。
- (4) 判定コーディネーターについても必要に応じて講習・訓練等を行う。

第10 判定制度のPR

判定に関し、多数の判定員の確保並びに災害時における判定業務等の円滑な実施を行うため、判定制度の普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般市民の理解に努める。

第11 その他体制整備

判定所管課は、防災課及び財務部局等と連携し、判定が迅速かつ確実に実施が出来る体制、また、判定終了後も必要な体制が取れるよう整備する。

『解説』

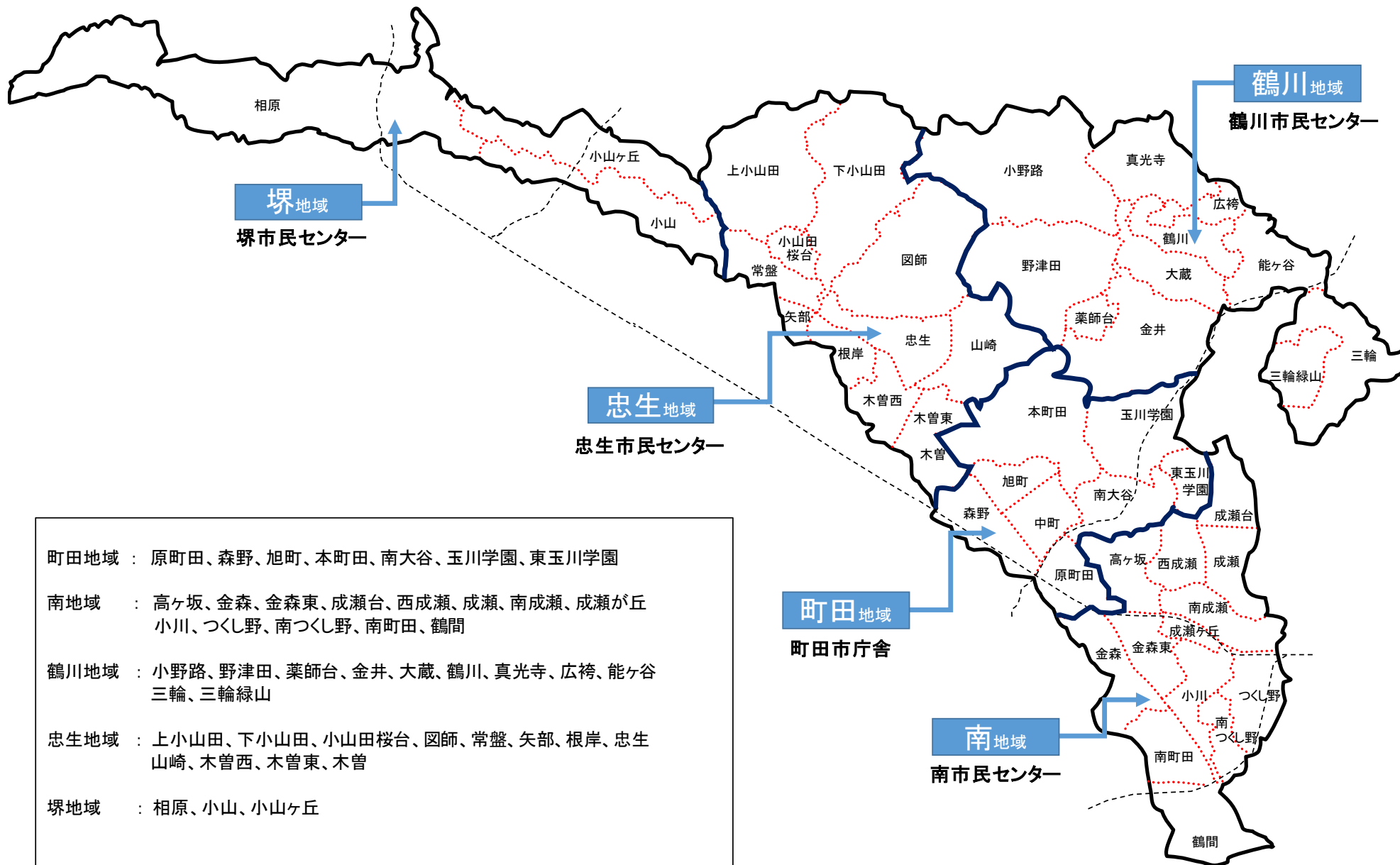
都内、都外から判定員の移送のため電車等の使用に関する事、及び、道路の使用状況等について予め関係機関と調整が行える体制を整備する。また、判定終了後の判定員に対するメンタルヘルスケアについても、配慮する。

標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者		備考
		判定実施本部	判定員	
A	★登録証		○	判定員が携帯
	★腕章	○		
	★判定調査表	○		
	★判定ステッカー	○		
	★判定マニュアル		○	町田市、東京都配布
	★判定員手帳		○	
	★ヘルメット用シール	○		
	ヘルメット	●	○	
	携帯電話		○	
	調査区域図	○		
	筆記用具	●	○	
	油性マジック	○		
	下げ振り	○		
	クラックスケール	○		
	ガムテープ	○		
	雨具（ビニール合羽）※	●	○	
	防寒具（ジャンパー・ミカイロ）※	●	○	
	コンベックス	●	○	
健康保険証（写し）		○		
B	バインダー	○		
	マスク		○	
	軍手	●	○	
	リュックサック		○	
C	ハンマー（打診器）	○		
	双眼鏡		○	
	ペンライト		○	
	ホイッスル		○	
	カメラ		○	
	コンパス（方位磁石）		○	
	医薬品		○	風邪薬・胃腸薬等
	車両表示	○		

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの。
 B：判定時にあった方がよいもの。
 C：判定時にできればあると便利なもの。
 ※印は、状況によって必要ない場合もある。
 ●印は、実施本部が予備分として必要なもの。
 [様式5]参照

町田市被災建築物応急危険度判定 地区概要



- 町田地域 : 原町田、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園
- 南地域 : 高ヶ坂、金森、金森東、成瀬台、西成瀬、成瀬、南成瀬、成瀬が丘、小川、つくし野、南つくし野、南町田、鶴間
- 鶴川地域 : 小野路、野津田、薬師台、金井、大蔵、鶴川、真光寺、広袴、能ヶ谷、三輪、三輪緑山
- 忠生地域 : 上小山田、下小山田、小山田桜台、函師、常盤、矢部、根岸、忠生、山崎、木曽西、木曽東、木曽
- 堺地域 : 相原、小山、小山ヶ丘

震 後 対 策 編

1 判定実施本部業務マニュアル

住宅都市復興班判定実施本部組織・業務

判定実施本部

本部長：都市づくり部建築開発審査課長
 副本部長：都市づくり部建築開発審査課 各担当課長
 （本部長、副本部長がマスコミ対応）

＜後方支援グループ（閲覧証明係）＞

－業務内容－

- ・東京都支援本部への判定員及び資機材の支援要請
- ・住民への広報
- ・関係団体への協力要請
- ・判定員の災害補償
- ・支援判定員等の宿泊所等の確認
- ・判定時配布チラシ等、判定関係資料作成
- ・東京都支援本部等への報告

＜判定計画グループ（建築指導係）＞

－業務内容－

- ・市域の被災情報収集
- ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握
- ・判定作業計画の作成、見直し
- ・判定拠点毎の判定員・判定コーディネーターの人数決定
- ・判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務
- ・判定実施結果の総集計、資料整理

＜判定実施グループ（建築審査係）＞

－業務内容－

- ・市域の被災情報収集
- ・実施地域の地域割
- ・判定拠点の確保及び設置、判定拠点との連絡調整
- ・判定員に対し、各拠点への参集要請
- ・判定員の受入、参集判定員名簿の作成
- ・判定員の名簿管理
- ・判定員及び支援判定員等の移送
- ・判定資機材及び移動手段の手配
- ・判定実施日の集計

判定拠点（最大5地域に設置）土地利用調整課、地区街づくり課の職員

拠点長：1名（判定コーディネーター兼務可）

判定コーディネーター：2名以上 ※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

担当職員：2名以上

＜拠点長＞

- ・拠点の設置
- ・判定実施本部との連絡調整
- ・実施地域の調査区域割
- ・宿泊施設の確認
- ・被災区域の状況説明等
- ・要再調査建築物の検討、具申
- ・判定実施日ごとの総集計、報告

＜判定コーディネーター＞

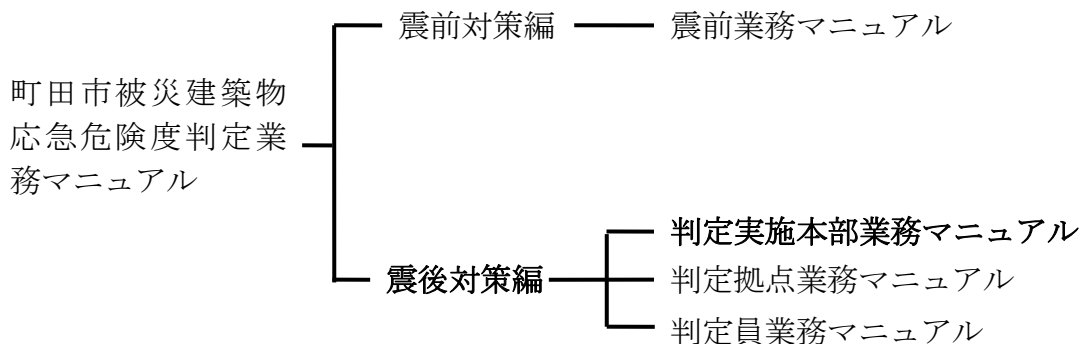
- ・資機材、移動手段等の準備、輸送、受入、配分
- ・判定員の受付、台帳作成等
- ・判定員のチーム、班編成
- ・資料、移動手段の配分及び作業説明
- ・判定員との連絡調整
- ・判定結果集計及び報告等
- ・要再調査建築物の検討

第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する判定実施本部（以下『実施本部』という。）の業務を予め定めることにより、被災建築物の危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

なお、このマニュアルは、震後対策編の一部として設ける実施本部の業務について定めたものであり、震前対策編の震前業務マニュアル、震後対策編の判定拠点業務マニュアル及び判定員業務マニュアルと相互に補完し、用いられることを前提とする。

〔町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成〕



第2 地震による被災建築物判定棟数

災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班（以下『住宅都市復興班』という。）は、地震による民間住宅等建築物（以下『民間住宅等』という。）の被害状況に基づき被災判定棟数を想定する。

『解説』

- (1) 民間住宅等とは、共同住宅、店舗併用、事務所併用等を含めた住宅とする。
- (2) 民間住宅等の被災判定棟数の想定及び算出する。
 - ①被災建築物の位置等から調査区域を想定する。
 - ②被災状況に基づき半壊棟数等を予測し、判定総棟数を算出する。

第3 実施本部の設置

1. 震度5弱の地震が発生した場合、速やかに実施本部を設置する。
2. 都市づくり対策部長は、判定実施本部長（以下『実施本部長』という。）を任命する。
3. 実施本部長は、後方支援グループ、判定計画グループ及び判定実施グループを設置する。
4. 実施本部長は、東京都支援本部長へ判定実施の決定、判定実施本部の設置及び被災状況等を報告する。〔様式2〕

『解説』

1. 地震発生直後は情報収集が困難になる可能性が高く、職員各自が情報収集を行って個別に判断した場合、混乱を招く可能性があることから、実施本部を立ち上げるものとする地震の規模（震度）を、あらかじめ定めることとしたものである。
2. 実施本部長：都市づくり部建築開発審査課長
3. 実施本部は、復興班の判定所管課に設置する。
4. 東京都支援本部長：都市整備局市街地建築部耐震化推進担当部長
 - (1) 判定実施の報告は、防災無線電話を使用し、東京都支援本部へ報告する。

① 防災課から支援本部へかける場合	7 0 4 8 1
② 庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合	6 3 - 7 0 4 8 1

第4 判定実施要否の判断

1. 判定計画及び判定実施グループは、震後、直ちに民間住宅等の被災総棟数を基に被災調査書（以下『調査書』という。）[様式1]を作成する。
2. 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、調査書の被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
3. 震度5強以下の場合は、調査書の被害の状況に応じて実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
4. 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

『解説』

1. 調査書の作成は、地域、建築物棟数、構造種別等について明記をする。
- 2、3. 判定の実施
 - (1) 従来、判定実施の要否は災害対策本部長が判断することとしていたが、災害の発生時は災害関連の様々な業務を担う災害対策本部長に判断を求めることとすると、意思決定に時間を要し、迅速な実施が求められる本制度の趣旨になじまないことから、原則、震度に応じて判定の実施の要否を決定することとする。また、原則以外の場合についても、実施本部長の判断に基づいて、実施の要否を決定することとする。
 - (2) 過去の被災状況を踏まえて、震度6弱以上の地震が発生した場合、原則として判定を実施することとする。なお、被害状況の情報を参考に、震度6弱以上の地震が発生した場合であっても、判定を実施しないことも可能である。
 - (3) (2)の場合とは逆に、震度5強以下の場合であっても、被害の状況に応じて、判定を実施することが可能である。
 - (4) 被害状況の把握の方法としては、以下に示す例などが参考になる。
 - ① 職員による情報収集
 - ② 災害対策本部からの情報
 - ③ マスコミからの情報
 - ④ 避難所開設状況
 - ⑤ 住民からの通報

4. 判定実施の有無の災害対策本部等への連絡

- (1) 後方支援グループは、被害状況の確認を行い、判定の要否を判断した結果を災害対策本部及び支援本部へすみやかに連絡する。なお、判定の要否の判断に時間を要する場合も、その旨をすみやかに連絡する。
- (2) 後方支援グループから支援本部への連絡は、震前マニュアルで定める連絡方法により、状況をすみやかに連絡する。
- (3) 被災規模が甚大であることなどにより、実施本部の業務を十分に執行できないことが明らか場合は、後方支援グループは支援本部に対し、業務に必要な支援の要請を行う。
- (4) 後方支援グループは、判定実施の要否のほか、実施本部業務に関する情報を支援本部に連絡するものとする。

第5 実施本部の活動、情報分析及び予測

1. 判定計画グループは、調査書を基に市域の被災範囲を推定し、判定実施地域（以下『実施地域』という。）を決定する。
2. 実施地域決定時において収集された情報が不十分な場合、判定員等の情報を基に再度被災状況の確認を行う。
3. 実施地域内の民間住宅等、被災建築物総棟数を推計後、判定拠点（以下『拠点』という。）ごとに区分し、調査判定棟数を決定する。
4. 拠点ごとの調査判定棟数決定後、判定実施期間、必要判定員数、必要判定コーディネーター数を算定する。

『解説』

1. 調査書に基づき市域の被災建築物の範囲を推定し、活動が迅速に行えるようにする。
2. 実施地域の決定は、被災状況により決定するが、被災当初、情報は不十分な可能性があるため判定員等による被災状況報告を基に見直しをすると共に実施地域を決定する。
3. 調査判定総棟数は、被災実態により定めるが、実施地域内の判定留保区域及び実施地域の周辺等を加え決定する。
4. 判定実施期間、必要判定員数等
 - (1) 判定実施期間（以下『実施期間』という。）は、10日以内とする。
 - (2) 判定員2名で1チームを編成し、1日の判定棟数を15棟程度とする。
 - (3) 判定員の稼働日数は、3日以内とする。
 - (4) 判定予測棟数（半壊）に基づき判定員の必要数を算定し、総判定員数を把握する。

第6 実施本部の判定実施業務

1. 後方支援グループの業務
 - (1) 東京都支援本部（以下『支援本部』という。）への判定員及び資機材の支援要請
 - (2) 住民への広報
 - (3) 関係団体への協力要請
 - (4) 判定員の災害補償
 - (5) 支援判定員等の宿泊所等の確認
 - (6) 判定時配布チラシ等、判定関係資料作成
 - (7) 東京都支援本部等への報告[様式4]

2. 判定計画グループの業務

(1) 被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画[様式8]を策定する。

①判定調査方法

実施地域として定めた地域内の対象の建築物について、『外観』調査を中心として判定を実施

②実施地域及び判定拠点、優先順位

③対象となる建築物の用途規模

④判定実施期間

⑤必要判定員数

⑥民間判定員数・支援判定員数

⑦必要判定コーディネーター数

⑧市職員判定コーディネーター数・支援判定コーディネーター数

⑨判定コーディネーターの配置計画

⑩判定資機材の数量

⑪その他

(2) 第1項の③から⑩までについては、実施区域ごとに定める。

(3) 市域の被災情報収集

(4) 判定作業計画書[様式3]の作成、見直し

(5) 判定に関する問い合わせ及び応急復旧、応急修繕等の相談窓口事務

(6) 判定実施結果の総集計[様式7-1]、報告、資料整理

3. 判定実施グループの業務

(1) 市域の被災情報収集

(2) 実施地域の区域割

(3) 民間判定員に対し、各拠点への参集要請

(4) 判定拠点の確保及び設置、判定拠点との連絡調整

(5) 判定員の受入、参集判定員名簿[様式6-1、6-2]の作成、管理

(6) 判定員の移送

(7) 判定資機材（以下『資機材』という。）及び移動手段の手配

(8) 判定実施日の集計

『解説』

1. 後方支援グループの業務

(1) 詳細は第7項及び第9項参照。

(2) 詳細は第17項参照。

(3) 詳細は第18項参照。

(4) 判定員の判定活動の傷害事故については、予め判定員に対し制度への加入の有無を確認し、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた『被災建築物応急危険度民間判定員等に関する補償制度』に基づき手続を行う。

(5) 詳細は第11項参照。

(6) 省略

(7) 省略

2. 判定計画グループの業務

(1) 判定実施計画の策定

①判定調査方法

(i) 判定の調査方法は、外観調査を標準とする。

(ii) 本マニュアルは、外観調査を主体として作成されているが、被害状況等により、立入り調査を含め判断することになる。

②各実施地域について、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。

③建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や、大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、外観等のみで判定が困難であるため、当該建築物の所有者に連絡し、早期に建築士による調査を実施するように要請する。

④判定実施期間は、10日以内とする。

⑤必要判定員数の算定に当たっては、1チーム当たりの1日の判定件数を15件と想定することを基本とし、実施地域の地理的条件や被害状況等による増減も考慮する。また、判定員2名で1チームを編成するが、判定に際して住民対応が必要となった場合等、1チームに3人以上の判定員を配置することも想定される。特に住民対応を行う場合は、民間判定員との組み合わせが望ましい。

⑥、⑦、⑧判定員、判定コーディネーター

(i) 判定員・判定コーディネーターに関する用語の包含関係は、次のとおりである。

判定員等				
判定員			判定コーディネーター	
民間判定員	支援判定員	市職員判定コーディネーター	支援判定コーディネーター	
実施本部員				
町田市職員		支援行政職員等		

(ii) 民間判定員・市職員判定コーディネーターが必要数に達しない場合、支援本部に支援を要請することになる。支援本部への支援要請を行う場合、判定実施計画における必要判定員数の全体像を伝え、民間判定員等の参集数が確定し次第、必要な支援判定員の要請人数を随時補正した判定実施計画とするなど、計画変更を行いながら実施することになる。

⑦判定コーディネーターは、判定員100名につき1名配置するよう算出する。

⑨判定コーディネーターの配置計画にあつては、第10項参照。

⑩判定資機材等の数量を計画に位置付ける際は、判定資機材等の保管場所が被災した場合や、交通途絶等により判定資機材の輸送が困難になる場合もあるため、適宜、備蓄数量から使用不可能数量を減じるなどしてリストを作成する。

⑪その他

(i) 被災建築物応急危険度判定の中で被災宅地危険度判定と連携を図る場合は、被災宅地危険度判定主管課と実施地域、実施体制、実施期間等についての調整を図る。

(ii) 判定実施計画を変更する必要があるが生じた場合、実施本部長は、災害対策本部長にその旨を連絡する。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 判定作業計画書[様式3]の作成、見直し

①調査判定建築物棟数を実施地域ごとにまとめた判定作業計画書[様式3]を震後3日以内に作成する。

②判定作業計画書に基づき調査判定が必要な地域には、拠点を設置する。

(5) 詳細は第18項参照。

(6) 判定実施の結果を最終集計し、支援本部へ報告する。報告後、判定実施に関する資料は、整理し、永年保存として保管する。

3. 判定実施グループの業務

(1) 省略

(2) 事前に作成してある調査区域図を使用する。

(3) 省略

(4) 拠点は、最大で5分割した地域に確保する。

町田地域 → 市庁舎

南地域 → 南市民センター

鶴川地域 → 鶴川市民センター

忠生地域 → 忠生市民センター

堺地域 → 堺市民センター

(5) 参集要請後、民間判定員の受け入れをするとともに各拠点で作成された受付台帳[様式6-1、6-2]に基づき、実際に活動に参加した民間判定員等の参集判定員名簿[様式6-1、6-2]を作成する。この参集判定員名簿は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた『被災建築物応急危険度民間判定員等に関する補償制度』の手続きのために作成する。

(6) 判定員の拠点への移送を行う。

(7) 判定業務に必要な資機材及び移動手段の手配を行う。

(8) 判定期間中、拠点からの集計を受け、1日の総集計[様式7-1]を行い支援本部へ報告する。

第7 支援本部への支援要請

1. 後方支援グループは、必要に応じて支援本部長に対し、判定員、資機材等及び判定コーディネーターの支援要請をする。[様式4]

2. 支援要請時には、支援内容及び支援時期等について支援本部へ速やかに連絡をする。

『解説』

1. 被災状況により判定員等及び資機材が不足する場合、支援本部に支援要請をする。[様式4]

(1) 支援判定員及び支援資機材については、支援本部で作成された支援内容に基づき判定員の配属及び資機材の配備拠点を決定する。配属及び配備拠点ごとに名簿及び資機材リストを作成し、配属、配備する。

(2) 実施本部と支援本部の連絡体制（防災無線使用）

①実施本部から支援本部

(i) 防災課から支援本部へかける場合 70481

(ii) 庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合 63-70481

(iii) 庁舎一般内線電話から都の所管課の内線電話にかける場合 63-2- (内線番号)

(iv) 支援本部へFAXを送信する場合

東京都が都防災無線FAXを設置した際にFAX番号を確認する

②支援本部から実施本部

(i) 町田市防災無線電話番号 80811 (防災課の無線電話使用)

(ii) 町田市防災無線 FAX 80801 (防災課の無線FAX使用)

(iii) 都の内線電話から庁舎一般内線電話にかける場合 8089- (内線電話)

2. 実施本部は、支援事項確認後も被災状況を支援本部長に随時報告し、支援事項について変更がある場合、速やかに支援を求める。

第8 民間判定員等への参集要請

判定実施グループは、民間判定員等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

『解説』

- (1) 判定実施計画における必要判定員数との整合を図り、できるだけ民間判定員等を確保する観点から、判定実施グループにおいて、参集要請を行うことを原則とする。
- (2) 判定実施グループは、参集する判定員に判定活動に必要な情報を伝える。(必要な食事や移動手段など)

第9 支援資機材の確保

1. 判定実施及び後方支援グループは、拠点での資機材の使用数を確認すると共に不足資機材がある場合、支援本部に連絡し、確保する。[様式5]
2. 後方支援グループは、支援資機材の確保のための輸送方法について支援本部と協議する。
3. 後方支援グループは、支援資機材の受領時、資機材リストに基づき支援数量の確認を行う。

『解説』

1. 資機材の確保等

- (1) 判定実施グループは、資機材等の保管場所が被災した場合、又は、交通途絶等により資機材が使用不可能となる場合、備蓄数量から使用不可能数量を減じて必要資機材リスト[様式5]を作成する。
- (2) 必要資機材リストを作成後、不足資機材が生じた場合は、後方支援グループは不足資機材の種類、数量、必要時期等を支援本部に連絡し、資機材の確保をする。

2. 省略

3. 省略

第10 判定コーディネーター及び判定員の配置

1. 判定実施グループは、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。
2. 判定実施グループは、実施地域における必要な判定人数に応じた判定員を配置する。
3. 判定実施グループは、判定コーディネーターに班を編成させる。

『解説』

1. 省略

2. 省略

3. 班の編成

- (1) 班は、市職員判定コーディネーターが、派遣された応援都道府県ごとに編成を行うことを原則とする。判定員の班編成を夜間に行わざるを得ない場合や判定コーディネーターの負担が大きくなる場合は実施本部において班編成を行うなど、実施本部が判定コーディネーターを支援する場合も想定される。
- (2) 判定コーディネーターの業務内容については、判定拠点マニュアルによる。
なお、判定コーディネーターは判定拠点において業務を行い、実施本部と連絡を密に行う。

第11 判定員等の輸送、宿泊所の手配等

1. 判定実施グループは、参集場所から判定拠点等へ判定員等を輸送する。
2. 後方支援グループは、判定員等の宿泊場所の確認、食料の準備等の確認を行う。
3. 実施本部は、第1項及び第1項に関する情報を取りまとめ、判定実施及び後方支援グループだけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。

『解説』

1. 判定員等の輸送

- (1) 輸送経路については、判定実施計画に基づくが、必要のある場合は、判定実施グループが輸送経路の通行可能、不可能を調査する。
- (2) 輸送手段としては、公用車の利用、民間交通機関との連携による営業バスの借り上げ、レンタサイクルの利用などが想定される。
- (3) 応援都道府県からの支援判定員等の輸送に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、『被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン』の負担区分等によりその費用を負担する。

2. 判定員等の宿泊場所及び食料の準備等の確認

- (1) 判定員は、3日間の判定活動に従事できるように準備することを基本とする。
- (2) 宿泊場所の確認については、後方支援グループが行い、宿泊場所の確保が困難な場合は、すみやかに支援本部へ連絡する。
なお、判定員は、自宅等に帰宅することを原則とする。

3. 省略

第12 支援判定員等の受付、名簿受領

1. 判定実施グループは、支援判定員の代表者が持参する支援判定員等の名簿を受領し、確認を行う。
2. 判定実施グループは、前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合は、その内容について速やかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。
3. 後方支援グループは、支援判定員の受付、名簿確認状況、保険加入手続きに必要な情報などを支援本部長に連絡する。

『解説』

1. 支援判定員等が到着した際、①支援判定員等の名簿、②判定資機材及びリストを携行するため、要請した支援内容との照合を行うとともに、差異がある場合、実施本部は、支援本部に最新の情報を伝えることが必要である。

2. 省略

3. 民間判定員等については、原則として全国被災建築物応急危険度民間判定員等補償制度を適用するものとし、この判定員名簿をもとに、全国被災建築物応急危険度民間判定員等補償制度運用要領及び同事務マニュアルに基づき、支援本部に名簿の提出などの事務を行う。

第13 判定調査方法等のガイダンス

判定実施グループは、判定活動の開始に先立ち、判定員に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。

『解説』

- (1) 判定活動は、判定員にとっても日常の業務とは異なるので、判定レベルの統一化を図るために、判定活動に先立ち、判定コーディネーターは、判定員に対し、具体的な判定方法、判定調査表の記入方法等についてガイダンスを行う。
- (2) 判定コーディネーターは、ガイダンスに当たっては、チームの1日の判定件数、チーム人数、被災地情報等、被災宅地危険度判定との連携のほか、1日の判定業務の結果の集計方法などについても説明しておく必要がある。
- (3) 判定の実施期間が長期化する場合、実際の判定業務から得られた情報などを追加して説明することが想定されるため、ガイダンスは現地での活動に近い立場にある判定コーディネーターが行うものとする。

第14 判定業務の開始

判定実施グループは、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

『解説』

実施本部は、判定業務開始後も、余震等により新たに発生した被害を含む被害増大に対応した実施地域の見直し、判定実施済の建築物を対象とした再判定等の検討を行う。

第15 判定業務の中止

1. 実施本部長は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は各拠点長に対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部または各拠点長の意見を参考にすることができる。
2. 実施本部は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部にすみやかに報告するものとする。

『解説』

1. 荒天等による判定の中止

- (1) 実施本部長は、気象情報等を収集し、大雨、暴風等、判定業務を行う上で、判定員等の生命又は身体に危険が生じるおそれがある時は、判定拠点の各拠点長から状況の報告を求めて、必要に応じて、判定業務の中止を判断する。
- (2) 各拠点長に対して意見を求める場合は、現地の気象状況や、現地で活動している判定員等

の意見を踏まえて回答を行うよう、要請する。

第16 判定結果の報告及びその活用

1. 判定実施グループは、各拠点長から報告を受けた当日分の判定結果をとりまとめ、災害対策本部、支援本部へ報告する。
 なお、実施本部長は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。
2. 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

『解説』

1. 判定計画グループは、判定実施グループから当日分の判定結果の取りまとめを受けて、必要があれば翌日以降の判定実施計画を見直す。
 また、判定に併せて周辺地盤等の情報を得た場合は、その結果を被災宅地危険度判定実施本部への引継ぎを行う。
2. 実施本部長は、再調査等の結果を受け、特に危険と認めた被災建築物に対しては、災害対策基本法第63条（市区町村長の警戒区域設定権等）に基づく措置（立入禁止ロープの設置、使用禁止の標識設置等の警戒区域への立ち入り制限措置）を災害対策本部長に要請することができる。

第17 住民への広報

後方支援グループは、被災地の住民に対し、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報を行う。

『解説』

- (1) 判定計画グループは、住民からの情報を基に必要な場合は、実施地域の見直しを行う。
- (2) 実施地域及び被災地の住民にとって、避難活動の一助となる判定は重要な意味を持つ。
 それだけに、判定実施について住民の理解を得なければならない。従って、判定開始時期に必要な広報を行うのは当然であるだけでなく、判定期間中も必要に応じて広報活動を行わなければならない。
- (3) 判定員は、判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明したパンフレットを持参し、必要に応じて配布することなどを行わなければならない。また、この実施地域の判定はいつまでに行うのか、あるいは実施地域内のどの調査区域を、いつ実施するのかといったような質問、もしくは実施状況等に答えられるようにしておかなければならない。そのためにも、実施本部は、判定員の判定実施に対する住民対応に十分留意しなければならない。
- (4) 避難所やホームページ等において、応急危険度判定活動の実施に関する情報を掲示し、被災地の住民に、判り易い形で以下の情報を提供する。
 - ①判定の開始日時
 - ②判定の実施予定期間
 - ③判定の実施予定地域

- ④判定に関する問い合わせ窓口
- ⑤その他

第18 被災を受けた建築物等の所有者への対応

1. 判定計画グループは、判定開始と共に、被災建築物等の所有者から判定に関する問い合わせに対応する相談窓口を設置する。
2. 後方支援グループは、被災建築物の所有者からの応急復旧等の相談に応じるため、建築関係団体等に協力を要請する。

第19 実施本部業務の終了

1. 実施本部は、以下の業務が完了後、判定業務終了とする。
 - (1) 判定結果の集計、資料整理の終了
 - (2) 支援本部長への報告及び支援資機材の返還
 - (3) 災害対策本部長への判定結果報告
2. 実施本部長は、判定結果の集計及び整理後、判定業務終了を都市づくり対策部長に報告し、判定業務の資料等を判定所管課に引き継ぐと共に実施本部を解散する。
3. 判定業務に関する資料等については、永年保存とし、判定所管課が保管する。
4. 判定所管課は、実施本部解散後も災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
5. 判定所管課は、災害対策本部解散後においても、従事した判定員へのメンタルヘルスケアに配慮する。

『解説』

1. 実施本部の判定業務終了
 - (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 実施本部長は、集計表を基に都市づくり対策部長に報告する。都市づくり対策部長は、報告書を基に災害対策本部長に報告する。
2. 実施本部は、判定結果の集計及び判定に関する資料の整理後、判定所管課に以下の書類を引き継ぎする。また、余震等が発生し、被災建築物が発生した場合は、再度、判定業務を行う。実施本部の解散は、余震の回数及び震度の減少等を確認し、解散する。
 - (1) 引き継ぎ資料
 - (2) 調査区域図（全体区域図、住宅地図等）
 - (3) 判定結果集計表[様式7-1]
 - (4) 判定調査表[様式9-1、9-2、9-3]
3. 省略
4. 実施本部解散後の対応
 - (1) 所管課は災害対策本部と連携して、判定結果への問い合わせ等住民からの相談に応じる窓口設置等の判定結果のフォローに必要な措置をとるものとする。

(2) 建築の専門家ができるだけ早い時点で住民の相談等に応じることができれば被災者の精神的安定に大きく寄与するため、以下について建築関係団体等と調整し、すみやかに復旧のための相談窓口の設置等について検討する必要がある。

①被災度区分判定実施の指導

②復旧のための相談

③その他

5. 省略

震 後 対 策 編

2 判定拠点業務マニュアル

住宅都市復興班判定実施本部組織・業務

判定実施本部

本部長：都市づくり部建築開発審査課長
 副本部長：都市づくり部建築開発審査課 各担当課長
 （本部長、副本部長がマスコミ対応）

<後方支援グループ（閲覧証明係）>

<判定計画グループ（建築指導係）>

<判定実施グループ（建築審査係）>

判定拠点（最大5地域に設置）土地利用調整課、地区街づくり課の職員

拠点長：1名（判定コーディネーター兼務可）

判定コーディネーター：2名以上 ※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

担当職員：2名以上

<拠点長>

- ・拠点の設置
- ・判定実施本部との連絡調整
- ・実施地域の調査区域割
- ・宿泊施設の確認
- ・被災区域の状況説明等
- ・要再調査建築物の検討、具申
- ・判定実施日ごとの総集計、報告

<判定コーディネーター>

- ・資機材、移動手段等の準備、輸送、受入、配分
- ・判定員の受付、台帳作成等
- ・判定員のチーム、班編成
- ・資料、移動手段の配分及び作業説明
- ・判定員との連絡調整
- ・判定結果集計及び報告等
- ・要再調査建築物の検討

※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

1班

2班

3班

4班

5班

※各班に、班長、副班長を配置

チーム1

判定員・判定員

チーム2

判定員・判定員

※10チーム以内で1班を構成

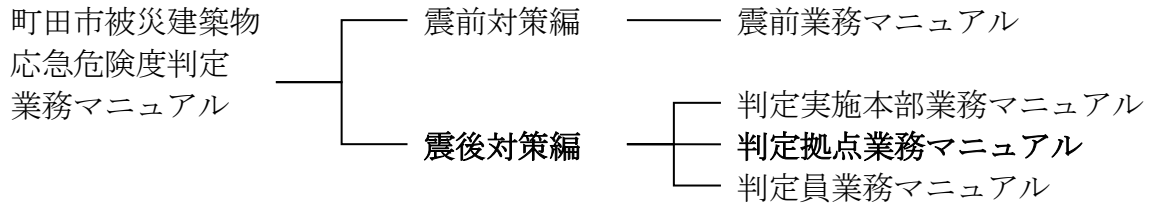
チーム10

判定員・判定員

第1 目的

このマニュアルは、判定実施本部（以下「実施本部」という。）の判定実施業務に基づき設置された判定拠点（以下「拠点」という。）において、判定実施のための判定員の指導、支援を行う拠点長及び判定コーディネーターの業務について定めたものである。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 拠点の業務

拠点は、実施本部が作成した判定実施地域（以下「実施地域」という。）内の被災建築物を調査判定するため、以下の業務を行う。

1. 拠点長の業務

- (1) 拠点の設置
- (2) 実施本部との連絡調整
- (3) 実施地域の調査区域割
- (4) 宿泊施設の確認
- (5) 被災区域の状況説明等
- (6) 要再調査建築物の検討
- (7) 判定実施日（以下「実施日」という。）ごとの総集計[様式7-2]、報告

2. 判定コーディネーターの業務

- (1) 資機材、移動手段等の準備、輸送、受入、配分
- (2) 判定員の受付、台帳作成等
- (3) 判定員のチーム、班編成
- (4) 資料、移動手段の配分及び作業説明
- (5) 判定員との連絡調整
- (6) 判定結果集計及び報告等
- (7) 要再調査建築物の検討
- (8) その他

『解説』

1. 拠点長の業務

- (1) 省略
- (2) 実施本部と拠点の判定作業関係等に関する連絡調整は、防災課及び拠点到設置される防災無線等を使用して行う。上記の連絡調整方法が使用不可能時は、「移動手段（自転車、オートバイ等）」を使用する。
- (3) 詳細は第3項参照。
- (4) 参集要請日までに実施本部で確保した宿泊所の確認を行う。

(5) 拠点長は、実施日ごとに調査区域の状況について班長、副班長に説明し、資料を配布する。

① 調査区域の被災情報（危険区域、火災発生区域、救助活動区域、判定留保区域等）
以下のような区域については、被災地内において判定員が判定業務を実施するのに危険であることを想定している。

- a. 二次災害を起こす可能性がある施設がある区域
 - ・ 化学工場等
 - ・ 危険物貯蔵庫等
 - ・ 動物園等
- b. がけの崩壊の可能性がある、二次災害の危険性が高い区域
- c. 周辺に火災が発生しており、延焼の可能性が高い区域
- d. 暴動が発生している区域
- e. その他

② 気象状況（気温、風速、降雨等）

③ 余震情報（余震の震度等）

④ 被災地情報（避難所の位置等）

(6) 詳細は第 1 4 項参照

(7) 詳細は第 1 4 項参照

2. 判定コーディネーターの業務

(1) 詳細は第 4 項参照

(2) 詳細は第 5 項参照

(3) 詳細は第 6、7、8、9、10 項参照

(4) 詳細は第 1 1、1 2、1 3 項参照

(5) 詳細は第 1 2 項参照

(6) 詳細は第 1 4 項参照

(7) 省略

(8) ① 判定コーディネーターは、行政職員の中から実施本部が決定する。

② 判定コーディネーターは、拠点長の指示を受け、判定員が円滑に判定活動できるように心掛ける。

③ 判定コーディネーターは、原則として実施本部の業務及び判定活動を行わない。

第 3 判定実施準備

判定コーディネーターは、実施本部が策定した判定実施計画に基づき、拠点長と協力して判定業務に必要な資料の作成、及び調査区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの調査区域を設定する等の準備を行う。

『解説』

(1) 判定コーディネーターは、判定拠点ごとに実施本部員が準備した資料を班ごとに配分できるように準備する。なお、数量等は第 4 による。（班は 10 チームで、1 チームは原則、判定員 2 名）

(2) 1 日の判定棟数は、1 チーム 1 5 棟程度を基準にして割付けを行う。

(3) 1 チーム（平均約 4 5 棟分）の判定期間は、3 日間として割付けを行う。

(4) 各班の割付けを行う。

(5) 調査区域の割付けは、住宅地図を用い、事前に作成したものをベースとする。

第4 判定員の受け入れ準備

拠点長は、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、実施本部に判定資機材等を依頼し、必要数量を確保する。

1. 判定資機材の確認

「標準判定資機材一覧表」によるチェックを行い、不足するものがある場合には、所定の手だてを講ずるものとする。

判定調査表、判定ステッカー、調査区域図、ガムテープ、バインダー(台紙)、携帯電話

2. 判定員の移動手段の確保

判定コーディネーターは、判定員の担当する調査区域までの移動手段とするために、実施本部員と協力して自転車やバイク等を確保するものとする。

『解説』

実施本部が作成・準備した判定資機材を班ごとに配布準備する。

1. 判定資機材の確認

(1) 調査区域ごとに必要な構造種別（W、S、RC）ごとの判定調査表を準備すること（街区マップから想定）

(2) 街区ごとに必要と想定される判定ステッカー（赤、黄、緑）を準備すること。（被害の程度によるが、次の目安で設定し各々2～3割多めに準備することなどが考えられる。）

〔判定ステッカー数の設定例〕

赤（危険）：建築物棟数の1～2割×1.2

黄（要注意）： 〃 2～3割×1.2

緑（調査済）： 〃 6割×1.2

※ただし、判定員1チームあたり1日で約15棟の建築物を判定するとし、2日間の判定作業を実施すると仮定すれば、必要な判定調査表・判定ステッカーは、各30枚となるが、種類別に計算すると、判定員1チームあたり最大各90枚が必要となることを考慮しておく必要がある。

(3) 1チームにつき1枚調査区域図を準備する。

(4) 被災者へ配布するチラシを準備する。判定予定棟数の2～3割多めに準備する。

(5) ガムテープは、判定ステッカーを調査建築物に貼る場合に必要なものであるため、判定員チームに1個の割合で準備する。なお、塗装面やガラスフィルム面には貼らない等注意喚起する。

(6) バインダーは、判定調査表等に記入する場合有効であるため、判定員チームに1個の割合で準備する。

(7) 携帯電話が使用できる環境では、判定コーディネーターと判定員チームの連絡手段として有効であるため、判定作業中に連絡がとれる携帯電話番号を登録してもらう。併せて、判定コーディネーターが使用する携帯電話番号も周知し、問い合わせ等が受けられるようにする。

2. 判定員の移動手段の確保

(1) 担当する調査区域まで距離があることが考えられるため、町田市で管理をしている放置自転車等を有効に使用することも1つの方法である。

(2) 遠方での判定活動が想定される場合、移動手段として自動車を所持しているチームの情報等を、事前に実施本部から提供を受けておくと、調査区域の配分計画時に有効となる。

第5 判定員の受付、台帳作成等

1. 判定コーディネーターは、参集要請により拠点に参集した判定員の受付を行うとともに必要事項を受付台帳[様式6-1、6-2]に記載する。
2. 受付台帳には、判定員の判定活動可能日数等を記載する。
3. 拠点長は、受付台帳を実施本部に提出する。

『解説』

1. 判定コーディネーターは、民間判定員については、実施本部で作成した判定員名簿、支援判定員については、応援都道府県が作成した判定員名簿に基づき、判定実施日ごとに当日受付する。
2. 判定員が持参した持ち物は、標準判定資機材一覧表をもとに確認し、腕章等を持参していない場合は、判定拠点において準備するものとする。

[受付台帳の記載例(民間判定員用)]

受付番号	ふりがな 氏名	性別	年齢	連絡先	認定 番号	区分	判定 経験	活動可能日	判定 街区	備考	確認
1	すずきたろう 鈴木太郎	男	45	000-000- 0000	00000	①市内 2 市外	有・無	18日～21日	32R	土地勘あり	✓
2	たなかじろう 田中次郎	男	52	000-000- 0000	00000	①市内 2 市外	有・無	18日～20日	32L	自転車 不可	✓
3	さとうはなこ 佐藤花子	女	33	000-000- 0000	00000	1 市内 ②市外	有・無	18日～20日	32R	宿泊希望	✓

判定員が記入

コーディネーターが記入

その他の記載項目として

緊急連絡先(登録証の内容に変更がある場合を考慮)

携帯電話番号・携帯メールアドレス

調査に使用できる交通手段(自転車等)

などが考えられる。

3. 省略

第6 判定員の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

1. チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定員2名で構成される。

2. 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

3. 判定コーディネーター

実施本部または判定拠点において、判定実施のために判定員の指導支援を行う行政職員。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

『解説』

1. 被災地における判定活動は班ごとの行動が基本となるため、チーム編成を考える上では、移動手段も考慮した班の編成までを考慮する必要がある。
2. 省略
3. 判定コーディネーター
 - (1) 判定コーディネーターは、拠点長と共に実施本部と判定員間の橋渡しの役割を果たす者である。一人の人間が掌握でき、指揮連絡が適切に行えるのは10名が限度とされている。このため、一人の判定コーディネーターが5班の班長、副班長（10名）を束ねることとした。したがって判定員は最大100名となる。
 - (2) 判定コーディネーターは、震災直後の混乱の中で、1名で大勢の判定員の対応をすることが難しい場合には、状況に応じて複数名体制とすることも有効である。

第7 判定拠点での振り分け

各判定コーディネーターは協力して、参集した判定員を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100名以内ごとのグループに振り分ける。

『解説』

判定員の振り分けは、原則として判定拠点で行うことになっているが、既に、応援都道府県において班及びチームが編成されている場合は、班内の連携・協力が期待できるよう応援都道府県に委ねる。

第8 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した判定実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認してチームを編成する。

- ・活動可能日
- ・年齢
- ・被災地の地理に関する知識の有無
- ・判定経験の有無
- ・専門分野（建築士免許の種類等）
- ・その他、判定員の申し出事項

『解説』

チーム編成には、様々なパターンが考えられるが、下記にいくつか記す。ただし、事例にとらわれず各判定コーディネーターは、それぞれの場合に最適な方法でチーム編成を行うこと。

- (1) 判定実施期間が長期となる場合は、判定員の活動可能日を考慮する。例えば、活動可能日が同じ判定員をチームとする等。なお、民間判定員以外の支援判定員は、応援都道府県ごとに判定活動を行うため、通常、判定実施期間は同じ期間になる。
- (2) 判定員の健康状態や年齢を考慮する。被災地では、公共交通機関が使用できない可能性があり、調査区域への移動は徒歩及び自転車等で行うことが予想されるため、遠距離の調査区域を担当するチームは、年齢の若い判定員によるチームとする等。
- (3) 調査区域の地理的条件等によりチーム当たりの1日の判定件数の増減も考慮する。
特に住民対応を行う場合は、民間判定員との組み合わせが望ましい。
- (4) 出来る限り判定経験者と未経験者のチームを編成するよう考慮する。
- (5) 判定対象建築物の規模構造等の明確な場合は、建築に関する知識の程度や、得意分野（木造又はRCの専門等）等を考慮して、チーム編成を行う必要がある。
※例えば、木造密集地域等の判定を行うチームは、木造・2級建築士によるチームとし、都市部における判定は、1級建築士によるチームとする等

第9 班編成の実務

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定実施地域や判定対象建築物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、班長・副班長を任命する。

『解説』

判定コーディネーターは、班の代表者である班長及び班長の補助あるいは代理を行う副代表者である副班長を任命する。

第10 チームの再編成

1. 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合には速やかにチームの再編成を行う。
2. 班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチームの編成が判定活動に支障等及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

『解説』

1. 判定の進捗状況や余震等の被災地の状況により、判定実施計画を変更する可能性があるため、その際には、チーム編成をやり直す必要がある。
2. 班長はチームの状況を絶えず把握し、チームの状況が良くないと判断できる場合には、判定活動に支障をきたす可能性があるため速やかに判定コーディネーターに報告すると共に再編成を具申する。

第11 判定資機材等の配付

判定コーディネーターは、必要に応じて以下にあげる判定資機材等を班長、副班長を通じて各判定チームに配付するものとする。

- (1) 担当調査区域全体の地図
- (2) 調査区域図
- (3) 判定調査表・判定ステッカー等の判定資機材
- (4) 建築物関係データ
- (5) 判定実施留保区域情報
- (6) その他

『解説』

- (1) 担当調査区域全体の地図は、判定チームが調査区域への移動の際に使用するものであり、簡単な案内図程度(明細地図の全体図程度)でよいと思われる。
- (2) 担当調査区域図には、調査対象建築物と判定調査表を一致させるための付番をして、判定調査表と合せて回収する。
- (3) 判定コーディネーターは、判定の実施にあたって住民へ周知するためのパンフレット等の資料があれば、あわせて配付する。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 携帯電話は判定上個人で準備する。なお、調査中の携帯電話の使用や写真撮影は、被災者に十分配慮するものとする。

第12 判定作業の説明

1. 判定コーディネーターは、班長、副班長に対して以下の内容を説明する。

- (1) 担当する調査区域
- (2) 判定実施方法（外観調査のみ）
- (3) 出発時間、担当する調査区域への移動手段、集合時間、集合場所
- (4) 定時の連絡方法
- (5) その他

2. 拠点長は、班長、副班長に対して以下の内容を説明する。

- (1) 被災地の状況（危険区域、火災発生地区、救助活動区域等）
- (2) 気象状況（気温、風速、降雨等）
- (3) 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- (4) 被災地情報（避難所の位置、被災者への情報等）
- (5) その他

『解説』

1. 判定コーディネーターは、判定にあたって特に以下の点に注意するよう指示する。

- (1) 判定作業は、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしないこと。
- (2) ① 判定は判定調査表に基づき、客観的に実施すること。（安全側で判定をする傾向にあるため。）
② 住民から質問があった場合は、誠実に回答する。（代表的な質疑応答は、判定員業務マニュアルに記載。）
- (3) 判定終了後の集合場所、時間の連絡には、遅参の場合の対応も含め指示する。
《集合場所への遅参は以下の様な場合が想定される》
① 判定中に事故に遭遇。
② 被災者とのトラブル。
③ 判定の区切りがつかない（調査建築物が大規模等）。
- (4) 緊急の連絡が必要な場合に備え、実施本部への定時の連絡方法について指示する。

2. 詳細は第2項参照

第13 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、各班長に対して実施本部が指示した移動手段を用いて担当する調査区域に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

『解説』

- (1) 移動手段には、徒歩、自転車、バイク、自動車等が考えられる。
- (2) 判定コーディネーターは、効率的な判定業務を行うため、準備が完了した班から順次担当する調査区域へ移動してもらうこととする。

第14 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

1. 判定コーディネーターは、班長、副班長から班ごとに集計した判定結果の報告を受け、判定業務当日分の判定結果を取りまとめ、拠点長に報告する。[様式7-3]
2. 拠点長は、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、判定コーディネーターの報告に基づき、実施本部と協議の上、現地を再調査するなど実施本部の指示を受ける。
3. 拠点長は、拠点に於ける判定結果集計を実施日ごとに行い判定実施グループへ報告する。[様式7-2]

『解説』

1. 判定コーディネーター
 - (1) 判定結果の報告を受けると共に、配付した判定資機材等の回収を行う。
 - (2) 危険と判定された建築物で周辺の立入禁止や避難勧告等の措置が必要と思われるものなど、特記すべき事項について班長、副班長から聴取する。また翌日以降の判定活動や補償の関係上、判定上の判定活動中のけがや健康状態についてあわせて聴取する。
 - (3) 翌日の判定上班の編成を踏まえた調査区域図を作成する。
2. 省略
3. 省略

第15 判定業務の中止

荒天等により判定の実施が危険と判断される場合は、実施本部（判定実施グループ）に対して状況を報告し、判定実施可否について指示を受ける。

『解説』

実施本部長は、気象情報等を収集し、大雨、暴風等、判定業務を行う上で、危険が生じる恐れがある時は、必要に応じて各拠点長から報告を求めて判定業務の中止を判断する。

第16 業務の終了

拠点長及び判定コーディネーターの業務は、実施本部の解散をもって終了とする。

『解説』

拠点長、判定コーディネーターの業務は、判定実施が終了し、判定結果の集計、資料作成等の実施本部の業務が終了し解散された時点で、終了するものとする。

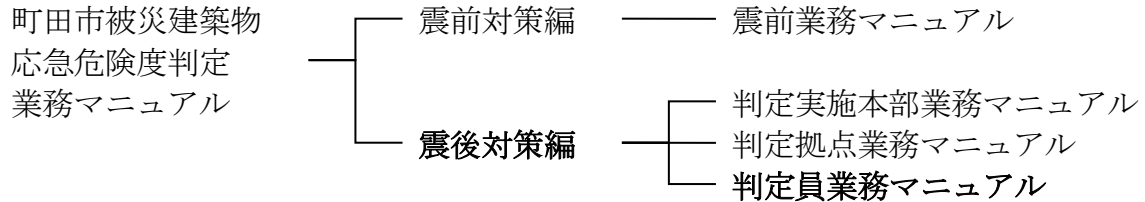
震 後 対 策 編

3 判定員業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を行う被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）の業務基準を定め被災建築物の判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 判定員の業務心得

- 判定員は、判定実施本部（以下「実施本部」という。）の参集要請に基づき参集し、町田市災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班が定めた判定員業務マニュアルを遵守し、判定業務を行う。
ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず実施本部の指示に従い行動する。
- 判定員は、判定業務を行うに際して「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を遵守し、迅速かつ誠実に被災建築物の判定を行う。

『解説』

- 実施本部の参集要請は、原則、一斉メールにより行う。なお、一斉メールの件名(例)及び送信元のメールアドレスは以下の通り。

件名(例)： 町田市被災建築物応急危険度判定員参集のお願い
送信元メールアドレス： toshi030_05@city.machida.tokyo.jp

- 参集要請によらず自ら町田市の判定業務に従事することを希望する場合（例えば他県所属の判定員や、ボランティア登録していない建築士など）、必ず町田市の実施本部に連絡し、指示に従う。
- 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」とは、東京都から配布されている、財団法人日本建築防災協会並びに全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めたマニュアルで、応急危険度判定基準及び木造建築物、鉄骨造建築物、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアルを言う。

第3 拠点、判定コーディネーター及び判定員の編成

1. 判定員は、実施本部の参集要請により判定作業を行う場合、実施本部組織に編成され実施本部が定めた判定実施地域（以下「実施地域」という。）の判定拠点（以下「拠点」という。）を中心に判定作業を行う。

(1) 拠点

実施地域の被災建築物の調査判定を行う拠点をいう。判定拠点長（以下「拠点長」という。）が拠点を統括する。

(2) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定員2名で構成される。

(3) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(4) 判定コーディネーター

実施本部または判定拠点において、判定実施のために判定員の指導支援を行う行政職員。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

『解説』

1. 拠点、判定コーディネーター、判定員の編成

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 班長、副班長は、10チーム以内の判定員から任命され、班の統括と共に、以下の業務を行う。

- ① 判定作業の資料、判定資機材（以下「資機材」という。）の配付、作業説明
- ② 班の判定結果集計、報告
- ③ 要再調査建築物の報告

第4 応急危険度判定員の参集及び行動基準

1. 判定員の行動基準

判定員は、次のように行動する。

(1) 実施本部は、原則、一斉メールを使用して参集要請を行う。判定員は、参集日時、判
従事期間、参集拠点及び拠点までの移動方法等を確認する。

(2) 判定員は、判定作業の参加について家族、勤務先の被害状況及び自己の健康状態を勘
案し、家族、勤務先と相談し、決定する。

(3) 判定員は、指定された参集日時、参集拠点に指定された方法で参集する。

(4) 判定員は、拠点に到着後、判定コーディネーターに対して必要事項を申告すると共に、
参集途中に得た被害状況等を報告する。判定コーディネーターは、判定員の受付台帳を
記載する。また、判定員から得た被害状況等を集約し、拠点長へ報告する。

(5) 判定員は、班長、副班長から判定調査表（以下「調査表」という。）等及び資機材の
提供を受けると共に、以下の内容の説明を受ける。

- ① 被害状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
- ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
- ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）

- ④ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑤ 出発時間、判定調査区域（以下「調査区域」という。）への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑥ 判定方法（外観調査、判定調査表等）
 - ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
 - ⑧ 判定作業の終了時間
- (6) 判定員は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (7) 判定員は、参集場所に到着後は、原則として、実施本部の指揮下に入る。

『解説』

1. 判定員の行動基準

(1) 各拠点は、以下の5施設を想定している。ただし、各施設の被害状況等により、拠点を設置することが困難な場合は、実施本部の指示により拠点を変更する場合がある。

- 町田地域 → 市庁舎
- 南地域 → 南市民センター
- 鶴川地域 → 鶴川市民センター
- 忠生地域 → 忠生市民センター
- 堺地域 → 堺市民センター

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 資機材の提供、判定作業等に関する説明

① 判定コーディネーターからの伝達事項や、判定コーディネーターへの報告事項は、判定コーディネーターが任命した班長、副班長が取りまとめる。

② 判定員は、判定作業日ごとに、調査表及び資機材の提供を受けると共に、調査区域の被害状況、気象情報等及び判定作業に関する事項について、班長、副班長から説明を受ける。

(6) 省略

(7) 省略

第5 持参する資機材等

判定員は、拠点で準備する資機材とは別に、判定業務に必要となる資機材を持参する。

『解説』

(1) 拠点で準備する判定資機材は、以下の通り。

腕章、調査表、判定ステッカー、ヘルメット用シール、調査区域図（調査街区マップ）、下げ振り、クラックスケール、ガムテープ、バインダー、ハンマー等

(2) 判定員自ら用意する資機材は、以下のものが考えられる。

登録証、判定員手帳、ヘルメット、携帯電話、筆記用具、コンベックス、リュックサック、軍手等

(3) 被災の状況による生活必需品は、以下のものが考えられる。

雨具、防寒具、水筒、マスク、医薬品等

(4) 上記の他、各判定員の判断で必要と思われるものは、自らの責任において持参すること。

第6 応急危険度判定の実施

1. 判定に関する内容、作業等の指示事項は、判定コーディネーターが班長、副班長に指示し、班長、副班長は、判定員に指示内容等を伝える。
2. 判定員は、必ず判定終了時間、参集時間、遅参の場合の対応を確認しておく。
3. 調査区域への移動は、拠点で用意した移送手段により移動する。
4. 判定員は、判定作業を行う際、身分を明確にするため「東京都防災ボランティア登録証」を必ず携帯し、腕章等を身につけ、判定員として識別出来るようにする。
5. 判定作業は、1人での行動を慎み、原則として2人1組で行う。
6. 判定作業中及び移動中は、危険箇所等に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
7. 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）及び判定に関する疑問等については、班長又は副班長を通じ、携帯電話等で拠点と連絡を行い、判定コーディネーターの指示をあおぐ。
8. 判定作業は、迅速かつ誠実に行い、住民に対し誠意をもって対応する。
9. 判定結果については、判断根拠を随時、建築物ごとに記録する。
10. 判定作業終了後、拠点に戻り、班長、副班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で、特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
11. 班長、副班長は、各チームから判定結果等の報告を受けると共に、判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに班の集計結果の報告を行う。又、報告の中で特に注意が必要とされた被災建築物については、必要な措置方法について具申する。
12. 判定員は、判定終了後、翌日の判定活動について、判定コーディネーターから説明を受け、自宅に戻ることが出来る。自宅に戻ることが出来ない場合は、その旨判定コーディネーターに伝え、指示をあおぐ。

『解説』

1. 判定に関する内容、指示事項等は、連絡の一本化を図るため、班長又は副班長から報告を受けるものとする。
2. 省略
3. 省略
4. 判定作業時は、身分を明確にするため被災住民に判定員であると識別できるようにする。
5. 省略
6. 省略
7. 判定に関して、疑問等が出た場合及び余震その他の災害が発生した場合等は、チームで判断しないで判定コーディネーターと連絡を取り指示を受ける。
8. 判定作業中及び移動中、判定員としての責任をもち、被災住民に対しては、誠実に対応し、誠意を持って行動する。
9. 被災建築物のチームとしての判断根拠及び記録等
 - (1) 調査表だけでは判断が付き兼ねる場合、どのような根拠で判断したかは建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分に有るため、判断の根拠を必ず記録する。
 - (2) 被災建築物の所有者からの問い合わせ等に対する説明資料とするため、明確に記録する。
10. 作業終了後、拠点での報告
 - (1) 調査表に基づき、判定結果一覧表[様式7-3]を作成し、班長へ報告する。
 - (2) 特に注意を必要とする被災建築物とは、判定結果の中で判定結果以上に、より強力な立ち

入り禁止等の処置が必要な建築物を言い、調査表欄外にその旨を記載し報告する。

(3) 異常が無くても必ずチーム員相互の健康状態を報告する。

- 1 1. 班長、副班長は、各チームから判定結果報告を受け、班の集計（判定結果一覧表[様式7-3]の確認ととりまとめ）を行い、判定コーディネーターに報告する。また、特に注意を必要と報告された被災建築物については、強力な立ち入り禁止等の措置について判定コーディネーターに具申する。
- 1 2. 判定員は、自宅等に帰宅することを原則とする。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」「要注意」「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

『解説』

- (1) 判定ステッカーを貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等にも識別できる場所とし、場合によっては、建築物とブロック塀で判定結果が異なる等、複数の箇所に貼ることもある。
- (2) 判定ステッカーには、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

第8 住民対応及びマスコミ対応

1. 判定員は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために、実施本部等で準備した判定のパフレットを持参し、必要に応じて配布する。
2. 所有者等が在宅している場合、その場で判定結果を知らせることとする。判定についての質問等がある場合、適切に回答するものとする。
3. 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りし、速やかにその場を離れる。
4. 判定に際して、所有者の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに、調査表にその旨を記録として記入する。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
5. 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。
6. マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

『解説』

1. 判定に対する住民の理解を得るために、実施本部において広報活動を行うとともに、被災地においては、判定員自らが住民に対し判定に対する理解を求めていく必要もある。また、住民から判定実施状況等についての質問を受ける場合もあることから、判定員は実施本部の方針を把握し、答えられるようにしておく必要がある。なお、判定員では判断できない内容であった場合、ステッカーに記載してある実施本部の電話番号に電話するよう説明する。
2. 所有者等とは、土地、建物所有者及び居住者とする。
3. 調査区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、実施本部の指示が無い旨を述べて、断るようにする。
4. 省略
5. 省略

6. 住民対応及びマスコミ対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者		備考
		判定実施本部	判定員	
A	★登録証		○	判定員が携帯
	★腕章	○		
	★判定調査表	○		
	★判定ステッカー	○		
	★判定マニュアル		○	町田市、東京都配布
	★判定員手帳		○	
	★ヘルメット用シール	○		
	ヘルメット	●	○	
	携帯電話		○	
	判定街区マップ	○		
	筆記用具	●	○	
	油性マジック	○		
	下げ振り	○		
	クラックスケール	○		
	ガムテープ	○		
	雨具（ビニール合羽）※	●	○	
	防寒具（ジャンパー・ミカイロ）※	●	○	
	コンベックス	●	○	
健康保険証（写し）		○		
B	バインダー	○		
	マスク		○	
	軍手	●	○	
	リュックサック		○	
C	ハンマー（打診器）	○		
	双眼鏡		○	
	ペンライト		○	
	ホイッスル		○	
	カメラ		○	
	コンパス（方位磁石）		○	
	医薬品		○	風邪薬・胃腸薬等
	車両表示	○		

注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの。
 B：判定時にあった方がよいもの。
 C：判定時にできればあると便利なもの。
 ※印は、状況によって必要ない場合もある。
 ●印は、実施本部が予備分として必要なもの。
 [様式5] 参照

質疑応答の例

(緑の表示で)

「この建物は安全ですか。これからどのようにすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。
また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

(黄の表示で)

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)
(拠点からの指示に基づいて避難場所を案内して下さい。)

(赤の表示で)

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) この建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。是非、市の判定実施本部(〇〇日以降は、都市づくり対策部住宅都市復興班)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。
(拠点からの指示に基づいて避難場所を案内して下さい。)

住民から、「何をしているか？」と問い合わせがあった場合。

(答え) (東京都防災ボランティア登録証を提示し、又、判定に係わるパンフレットを渡しながら) 私たちは町田市 の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また、二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て)

「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるのか？」と問われた場合。

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

用語集

このマニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

○災害対策本部長

「災害対策本部長」とは、町田市災害対策本部の本部長をいい、町田市長をいう。

○都市づくり対策部長

「都市づくり対策部長」とは、災害時における道路、河川、公共建築物、一般住宅等の情報収集、危険度判定、復興等を行う対策部長を言い、都市づくり部長をいう。

○都市づくり対策部住宅都市復興班

町田市災害対策本部都市づくり対策部の下に組織され、民間住宅等や被災宅地の応急危険度判定に関する業務、復興まちづくりに関する業務等を行う班をいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して「実施本部」という。「実施本部」とは、町田市災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班の下に組織され、民間住宅等の応急危険度判定を行うための本部をいう。

○実施本部長

「実施本部長」とは、被災建築物応急危険度判定実施本部の本部長をいい、都市づくり部建築開発審査課長をいう。

○被災調査書（民間住宅等建築物）〔様式1〕

被災調査書は、住宅都市復興班が、発生した地震から想定される建物被害予測や現時点での被災情報等についてとりまとめ、被災建築物の応急危険度判定の実施の要否判断、及び災害対策本部長への報告をするための書類をいう。

地震の種類及び規模、それに伴う民間住宅等の建築物の被害予測棟数、発災直後に得られた職員や住民等からの市内の被災状況等の情報を記載する。

○判定実施地域

「判定実施地域」とは、調査書を基に市域の被災範囲を推計し、実施本部（判定計画グループ）が判定実施を決定した地域をいう。町田市内を5地域（町田地域、南地域、鶴川地域、忠生地域、堺地域）に分け、それぞれ判定拠点となる市有施設を有する。

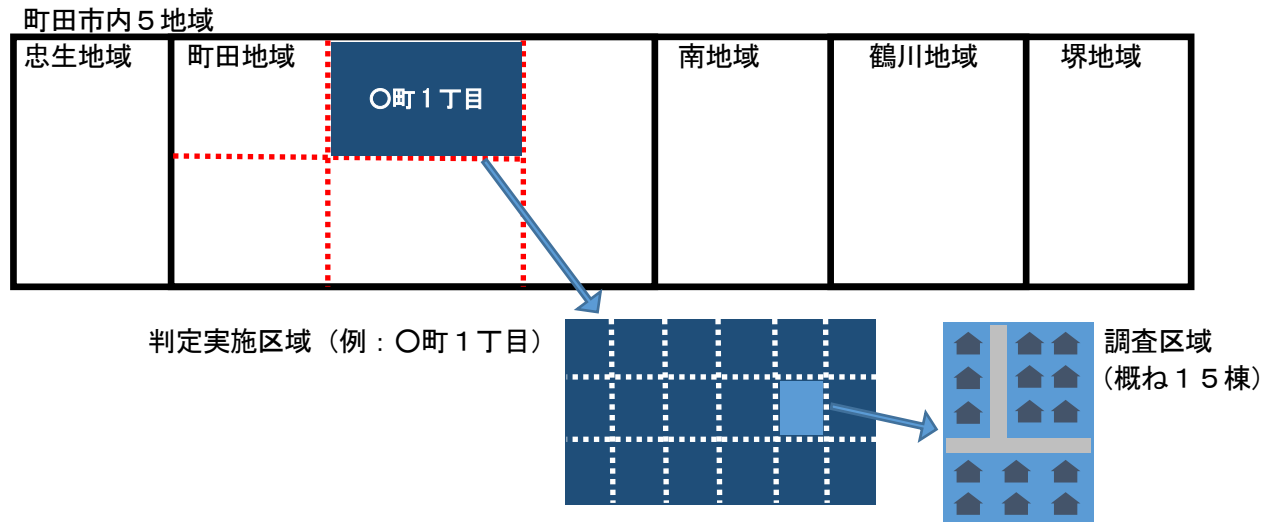
○判定実施区域

判定実施地域内における調査区域の、ある程度のまとまりをいう。判定実施地域が広大で、かつ調査区域数も膨大であるため、便宜的に設定する区域とする。調査区域の大きさにもよるが、町単位、丁目単位等を想定。（判定実施計画書の中に記載あり）

○調査区域、調査区域図

判定実施地域内において、判定員（1チーム）が一日に判定を行う区域及びその区域を示す街区マップ等をいう。区域割りについては、地形等の条件により変動するが、1チームで一日に判定できる棟数を15棟と想定し、判定実施地域を概ね15棟ごとに分割する。なお、調査区域図は事前に準備し、状況に応じて拠点長が区域割り等を調整する。

《判定実施地域、判定実施区域、調査区域のイメージ》



○判定作業計画[様式3]

「判定作業計画」とは、被災調査を基に算定された判定予測棟数に対して、必要な判定日数及び判定員数、支援要請期間及び支援判定員数等を記載した計画書をいい、震後3日以内に実施本部（判定計画グループ）が作成する。

判定予測棟数については、発災直後の被害予測棟数に、随時得られる被災情報を加味した増減を加えて算出する。なお、それに伴い、随時、判定作業計画全体の見直しを行う。

○判定実施計画[様式9]

「判定実施計画」とは、判定実施が決定された地域の被災建築物の調査判定を行うための具体的な実施計画をいい、判定実施地域毎に、実施本部（判定計画グループ）が作成する。なお、判定活動中に得られる現地の被災情報や判定活動の進捗状況等を加味し、随時、判定実施計画全体の見直しを行う。

○支援本部

「支援本部」とは、被災建築物応急危険度判定の実施を支援するために、東京都に設置される本部をいう。

○支援本部長

「支援本部長」とは、東京都に設置される本部の本部長をいい、都市整備局市街地建築部耐震化推進担当部長をいう。

○判定所管課

「判定所管課」とは、被災建築物応急危険度判定に関する事務を所管する部署をいい、都市づくり部建築開発審査課をいう。

○行政職員等

「行政職員等」とは、町田市や他自治体の職員をいい、保険加入のために民間判定員と区別するために考慮している。

○判定拠点

「判定拠点」とは、判定を実施する地域を町田地域、南地域、鶴川地域、忠生地域、堺地域の最大5地域に分け、各地域の市有建築物（各センター等）内に設ける拠点をいう。

○判定拠点長

「判定拠点長」とは、判定を実施するために実施本部長から任命され、拠点を統括する者をいう。

○判定コーディネーター

判定を行う際、拠点長と共に判定実施本部と判定員との連絡調整等に従事する者をいい、行政職員等に属する者をいう。

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10チームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班の代表者、及び班長の補助あるいは代理を行う副代表者。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、判定員2名で構成される。

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定員

「判定員」とは、判定を実施するために、東京都に登録されている者をいう。

○民間判定員

「民間判定員」とは、職区分における、行政職員以外の判定員をいい、原則、東京都防災ボランティア登録を行った町田市在住・在勤の者をいう。なお、町田市の判定業務に従事することを希望する市外の判定員についても含める。

○支援判定員

「支援判定員」とは、東京都の支援本部で支援要請し、被災地に派遣する判定員をいい、被災建築物の判定を支援する判定員をいう。

○全国被災建築物応急危険度判定協議会

「全国被災建築物応急危険度判定協議会」とは、国土交通省、全国47都道府県及び建築関係団体が構成員となって平成8年4月5日に設立された協議会をいう。

○判定資機材[様式5]

別紙に定められた判定に使用する資機材をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略。判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる者以外で、都道府県が判定員又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度をいう。

○本マニュアル

町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを略して単に「本マニュアル」という。「本マニュアル」とは、東京都が配布している、財団法人日本建築防災協会並びに全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めたマニュアルを基本として、町田市が被災建築物の判定を実施するために策定したマニュアルをいう。

本マニュアルは、以下により構成される。

